

◆輸入取引の仕訳例

輸入取引を入力する際は、科目の税区分や消費税額の取り扱いに注意が必要です。

また、消費税の計算方法により仕訳が異なりますので、以下の例をご参考にしてください。

(例) 課税金額確定：500,000 円 (内国内消費税等課税標準額) (※)

国税消費税額：課税金額確定 × 7.8% = 39,000 円 (百円未満切捨)

地方消費税額：国税消費税額 × 22/78 = 11,000 円 (百円未満切捨)

(※) 内国内消費税等課税標準額 = 申告価格 (CIF) + 関税額

■ 【税抜経理】消費税の計算方法が【税計算しない】の場合

税区分は【ウ5：課税輸入仕入 10% (共通)】【ケ3：課税輸入仕入の地方消費税分】を使用します。

借方金額	借方科目/補助/税区分	摘要	貸方科目/補助/税区分
500,000	541 商品仕入高 [ウ5] 輸入10%		111 現金 対象外
39,000	191 仮払消費税等 輸入10%		
11,000	191 仮払消費税等 輸入地方		

【借方：税計算しない】
【貸方：税計算しない】

■ 【税込経理】消費税の計算方法が【内税自動計算】の場合

税区分は【ウ5：課税輸入仕入 10% (共通)】【ケ3：課税輸入仕入の地方消費税分】を使用し、消費税額の欄は自動表示されたものを手入力で修正します。

借方金額	借方科目/補助/税区分	摘要	貸方科目/補助/税区分
500,000	541 商品仕入高 [ウ5] 輸入10%		111 現金 対象外
(39,000			
11,000	541 商品仕入高 輸入地方		
(11,000			

【借方：内税自動計算】
【貸方：税計算しない】

消費税額は手入力で修正します。

【注意】

• [仕入高] の税区分について

【Q5：課税仕入 10% (共通)】を使用すると、消費税申告書が正しく集計されません。

(“輸入仕入”以外の“通常の仕入”と合算されて集計されてしまいます。)

• 個別対応方式を採用する場合

仕訳例の【ウ5】について、取引内容によって【ウ5：課税輸入仕入 10% (共通)】【才5：課税売上対応課税輸入仕入 10%】【キ5：非課税売上対応課税輸入仕入 10%】を使い分けてください。